

# NIKS・ETC カード利用規則

(目的)

第1条 この規則は、協同組合新潟県異業種交流センター（以下「甲」という。）において東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方道路公社等（以下「道路事業者」という。）が管理する高速自動車国道等（以下「高速道路」という。）の通行料金の取扱に関し、道路事業者が運営する割引制度の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(規則等の遵守義務)

第2条 大口・多頻度割引制度、ETC 前払割引制度並びにマイレージ割引制度その他道路事業者が定める割引制度（以下「割引制度」という。）を利用する組合員は、道路事業者の定める ETC コーポレートカード利用約款、前払割引サービス利用約款、ETC マイレージサービス利用規約、ETC システム利用規程並びに組合の定める NIKS・ETC カード利用規則等（以下「利用規則等」という。）を誠実に遵守しなければならない。

(利用者)

第3条 「甲」が収受する割引制度の利用者は、「甲」に所属する組合員（以下「組合員」という。）にして、「甲」の理事会の承認を得たものに限られる。

(利用申請手続)

第4条 割引制度等の利用承認を得ようとする者（以下「利用申請者」という。）は、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) NIKS・ETC カード利用申込書
- (2) NIKS・ETC カード利用に係る誓約書
- (3) 利用車両一覧
- (4) 登録車両に該当する車検証の写し
- (5) 料金引落とし支払いのための指定金融機関の口座振替依頼書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 会社の登記簿謄本又は個人の確定申告書写し等

(カードの名称)

第5条 組合が道路事業者から貸与を受け、組合員に再貸与する ETC コーポレートカードを NIKS・A（専用）カード（以下「Aカード」という。）と呼称し、組合がクレジットカード会社から取得したクレジットカードを NIKS・B（共用）カード（以下「Bカード」という。）と呼称する。

2. AカードとBカードの総称を NIKS・ETC カード（以下「カード」という。）と呼称する。

(カードの利用方法等)

第6条 組合員（組合員の使用人、その他の従業員を含む）は、組合を経由して貸与されたカードの使用、保管その他の取扱いについては、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するとともに、ETC システム利用規程を遵守しなければならない。

- (1) A カードを使用する車両は、車検証の写しを組合に提出し、車両を登録するとともに、当該車両に使用するものとしてセットアップされた車載器の車載器管理番号を届出なければならない。  
車両の更新、その他の異動があった場合の届出についても同じである。
- (2) A カード使用の登録車両は、組合員が所有し又は正当な使用权を有し、自己のための運行の用に供する車両に限られる。
- (3) A カードを使用できる車両は、道路事業者に登録され、当該カード表面に記載された車両に限られる。
- (4) Bカードを使用する車両は、セットアップされた車載器を備えるとともに、当該カードを使用する車両とその車載器管理番号を届出なければならない。

- (5) カードは、セットアップされた車載器に正確に差し込んで使用しなければならない。
- (6) カードは、紛失、変形、破損等しないよう適正に取扱わなければならない。
- (7) カードの紛失、破損、変形及び磨耗、使用車両の増加あるいは減少等によるカード必要枚数の異動が発生したときは、所定の様式による届出書、申請書等を速やかに提出しなければならない。
- (8) カードを改変してはならない。また、破損又は変形したカードを使用してはならない。
- (9) カードを第三者に使用させ、又は貸与してはならない。
- (10) カードを第三者に強奪され、又は窃盗されたときは、直ちに最寄りの料金所に通報してその指示に従うとともに、事件発生地所管の警察署に届出を行ない、届出たことを証する書面を添付した紛失届を組合に提出しなければならない。
- (11) 1枚のカードを、同時に2台以上の車両の通行料金の支払いに利用してはならない。
- (12) 高速道路において、カード使用の有無にかかわらず、不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしてはならない。
- (13) 車両制限令を遵守するとともに、常に交通安全に留意して通行しなければならない。
- (14) 「NIKS・ETC カード利用規則」及び道路事業者の指示に違背して高速道路を通行し、又はカードを使用してはならない。

(カードの追加交付手続)

第7条 NIKS・ETC カード利用者は、その所有する車両の増加等の事由により、カードの追加交付を受ける必要があるときは、「甲」が定める追加発行申込書を「甲」に提出し、カードの追加交付を受けることができるものとする。

(カードの一部返却)

第8条 複数のカードの貸与を受けている組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに「甲」の定めるカード返却届を添え、不要となったカードを返却する。

- (1) 登録車両の一部を利用しなくなったとき
- (2) 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき
- (3) 「甲」が必要と認めてカードの一部返却を依頼し、その通知を受けたとき
- (4) その他、組合員の事由によりカードの一部が不要になったとき

(カードの再交付手続)

第9条 NIKS・ETC カード利用者は、正当な理由によってカードを破損した場合においては、「甲」が定める再交付申請書を「甲」に提出し、カードの再交付を受けることができるものとする。ただし、この場合当該破損カードは「甲」に返納しなければならない。

(カードの亡失)

第10条 紛失、盗難等によりカードを亡失したときは、直ちに「甲」が定める紛失届を「甲」に提出する。

2. 組合員がカードを亡失したことにより生ずる一切の責任は、前項の届出の有無及び亡失事由の如何にかかわらず、組合員が負うものとする。
3. Aカードを亡失したときは、第1項の定めにより紛失届を提出した日から起算して20日以内に限り、第9条の定めによりカードの再交付の申込みができるものとする。
4. 紛失届を提出した後にカードを発見したときは、直ちに、「甲」が定める発見届を「甲」に提出する。この場合、「甲」から指示があるまでは、発見したカードを利用することはできないものとする。
5. 第3項の定めによりカードの再交付を受けている場合において、亡失したカード

を発見したときは、速やかに返却届を添えて「甲」に返却する。

(カードの返納)

第11条 カード利用者は、次の各号の一に該当する場合、直ちに「甲」が定める返納届を添付して、「甲」にカードを返納しなければならない。

- (1) 事業の廃止、その他の事由によりカードが不要になったとき。
- (2) カードの利用が停止されたとき。
- (3) Aカードの1ヶ月の利用料金が連続3ヶ月以上にわたり、「甲」が定める基準利用金額以下となり、「甲」が必要と認めたとき。

(カード手数料及び再発行手数料)

第12条 利用者は、第6条又は第7条の定めにより、新たなカードの貸与を受けたときは、取扱手数料として、カード1枚につき571円(消費税相当額を含まず)を支払う。

第9条によるカード再交付の場合も同じである。

2. 利用者は、毎年4月1日において貸与を受けているカードの枚数に応じ、取扱手数料として、カード1枚につき571円(消費税相当額を含まず)を、毎年5月に支払うものとする。
3. 既に支払済みの取扱手数料及び再発行手数料は、理由の如何を問わず返却しない。

(事務手数料)

第13条 カード利用者は、カード利用金額に応じて、「甲」が別途定める料率の事務手数料を支払うものとする。

(料金の納入)

第14条 カード利用者は、「甲」が指定する金融機関にカード利用料金、取扱手数料及び事務手数料等(以下「料金」という。)の引落しのための自己の口座を設定しなければならない。

2. カード利用者は、毎月「甲」が送付する請求書に従って本条第1項に規定する口座に遅滞することなく料金を納入しなければならない。

(料金の延滞処分)

第15条 「甲」が支払期限として指定した日までに利用者が料金を納入しないときは、「甲」所定の督促状により支払いを督促する。この場合、カード利用者は督促手数料として、督促状1通につき千円を別途支払うものとする。

2. カード利用者は、前項による督促を受けたときは、料金及び督促手数料を指定された期限までに「甲」の指定する銀行口座に銀行振込の方法により支払うこととする。この場合の銀行振込に係る手数料は、カード利用者が負担する。
3. 前項の納入期日は、督促状を発した日から起算して10日とする。
4. カード利用者が、前項の規定による料金の納入を行わず「甲」の督促後12日経過してもなお所定の払込を完了しないときは、「甲」がやむを得ざるものと認める場合を除き、「甲」はカードの利用を停止することができる。
5. 「甲」は、カード利用者から保証金の預託を受けている場合、料金の支払いを預託された保証金から充当できるものとする。

(延滞金)

第16条 「甲」は、前条の規定による督促を受けたカード利用者が、督促納入期日までに通行料金及び手数料等を納入しない場合は、当該督促納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ未納料金に、年率18.25%の割合を乗じて計算した額を、延滞金として徴収する。

(カードに対する割引停止)

第17条 カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、1年以内の期間を定めて、当該契約者のカードの割引を停止するものとする。

- (1) Aカードを、表示された車両以外の車両に利用したとき。
- (2) カードを、カード利用者以外の者に利用させたとき。
- (3) カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。

- (4) 車両制限令に違反したとき又は車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。
- (5) 第6条に違背してカードを利用したとき。
- (6) その他、本規定に違反する行為をしたとき。

(カードに対する利用停止)

第18条 カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、1年以内の期間を定めて、カードの利用を停止する。

- (1) 前条各号に該当する行為をしたときで、その情状が重いとき。
- (2) セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき。
- (3) 道路事業者に対して原因者負担金の債務を有することとなり、かつ、その履行をしないとき。
- (4) 本規定に違反する行為をし、その情状が重いとき。
- (5) 破産、会社更生、会社整理若しくは民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。
- (6) カード利用者として著しく不適当な行為をしたと当組合が認めたとき。

(不正使用による責任)

第19条 「甲」は、第17条及び第18条の各号に該当したカード利用者に対して、当該事犯によって「甲」及び「甲」を構成する全組合員が被る損害額について、理事会に諮り、弁済額を決定し、その額を弁済させることができる。

(その他)

第20条 この規則に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

附則

- 1. 本規則の改廃は、総代会の議を経て行なう。